

期
日

(ハ)

[illegible]

受理報告

59.
4.
26

結果報告

事件票作成

取寄書類

有
•
無

民事控訴事件記錄

東京高等裁判所第十三民事部

事件番号

昭和五九年(ネ)第八一四号

昭和 年 第 号

昭和 年 第 号

事件名

出版差止等

原 審

東京 地方裁判所 支部
昭和五六年(ワ)第四一〇号

控訴人
(原告)

株式會社 早川書房

代理人

五十嵐敬喜 菅原哲朗
堀敏明

被控訴人
(被告)

(E) 堀 晃
(F) 株式會社 徳間書店

代理人

(二) 松井 宣彦 佐々木 繁二 猪山 礎治
1- 齊藤 弘 吉田 杉明
64 410



裁 判 長 印
認 判

附録第一号様式（口頭弁論調書 合議）

裁 判 長 印 一 号

第 五 回 口 頭 弁 論 調 書

事件の表示	昭和五九年（ネ）第八一四号	弁 論 の 要 領
期 日	昭和六〇年二月三日 午後一時三十分	証拠関係（人証）別紙のとおり
場所及び公開の有無	東京高等裁判所第一三民事部法廷で公開	統 行
裁判長裁判官	瀧 川 叡 一	裁判所書記官 中 根 正
裁 判 官	楠 野 賢 二	
裁 判 官	松 野 嘉 貞	
裁判所書記官	中 根 正 枝	
当 事 者	控訴代理人 菅 原 哲 朗	
の 出 頭	佐 々 木 敏 明	
状 況 等	被控訴代理人（厚間書店） 五十嵐 敬 喜	
民訴法第一四 三条第一項第 四号の事項	被控訴代理人（佐々木） 吉 田 弘 明	
次回 期 日	昭和六〇年三月二日 午後一時三十分	



裁 判 所

事件の表示 昭和五九年ネ 第八一四号

最高裁印 三号

裁判長印

証人調査書

（この調査書は、第五回口頭弁論調査と一体となるものである。）

期 日	昭和六〇年 二月 一三日 午後（前）一〇時三〇分
氏 名	美 大 作 太 郎
年 令	明治三六年九月一七日生
職 業	出版業
住 所	東京都杉並区 本天沼一―一〇―一
宣誓その他の状況	
裁判長は、宣誓の趣旨を告げ、証人がうそを いった場合の罰を注意し、別紙宣誓書を読み あげさせてその誓いをさせた。 後に尋問されることになっている証人は、在 廷しない。	



裁 判 所

宣せん 誓せい

良心りょうしんに従したがつて真実しんじつを述のべ、

何事なにことも隠かくさず、

偽いつわりを述のべないことを

誓ちかいます。

氏名

山崎 太郎

印



被控訴人 徳間書店代理人(吉田)

一 私 は 昭和二年三月に東京帝国大学法学部政治学科を卒業し、日本評論社に入社し、編輯部員として、昭和二年に出版部長として昭和六年迄同社に在職し、昭和七年に株式会社新評論を創設して、現在にいたるに至ります。

二 昭和三年に日本書籍出版協会(以下單に書協といふ。)が設立され、私はこの理事として最近迄やうあり、一時は常任理事としていた事もあります。又書協には多くの委員会有りありますが、その一つである著作出版権委員会が、昭和三年の設立と同時にできて、私はこの委員として現在迄引き続きやっています。

す。

三 学会関係で。私は、著作権法学会の賛助会員としてソマ。又、一。数年前に創立された日本出版学会で、私は理事あるいは会長として。現在は常任理事として仕事としてソマ。

四 私はジャーナリスト関係で。過去には日本ジャーナリスト連盟等に関係してソマ。現在には関係ありません。日本ジャーナリスト連盟は、一般の新聞、放送、出版、出版の有志の人々を集めて、新聞、放送、出版に関する問題と討議して意見をまとめるあり。私は戦後数年間の連盟の幹事長をつとめてソマ。私は、昭和五七年から昨年迄、文化庁にもうけらるる著作権審議会の委員としてソマ。又、

一昨年ぐらゐら約二年間、文化庁に設けられた著作権の集中的処理機構に関する調査研究協力者会議の委員長としてソコソコに。

六 私、昭和二年から現在迄、途中徴兵その他で断続はありましたが、一貫して出版の仕事にのみ関わっています。

七 私が書いた著作権に関する書物は、現在絶版になっています。野々川角左衛門と共同で書いた「著作権出版権問答」があり、現在出版されています。これは、出版と著作権と著作権と出版権と今何の問題か」と著作権と出版の立場からありますが、これらの書物の中で私は、著作権について、法律上の概念のみならず、私の個人的考えというより、著作権の専

目的等者が述べた事や公的立場の文化庁方面の出版
 物や判例を参照し、又、書協の著作出版権委員会ご
 とめられたものや外国の文献等も参照して、著作権と
 はどんなものかという考えをまとめられたものを書き
 しょう。現状、私か今迄書いた書物の中は、見解を改
 める部分は一つもありません。考えは変えようござ
 ん。

ハ 書協は昭和三三年にできました。その迄は、戦中
 に日本出版協会という団体がありました。占領下
 に解散させよう。出版界が非常な困窮にあちいり
 昭和三三年にやっと書協にまとまり、大中小出版社
 の有志が集まりました。設立の主たる目的は、出版
 界全体の利益を守り、その水準の向上に尽くし、出

物文化を促進するといふ事だ。

九 書協の会員数は、設立当初二〇〇乃至三〇〇の社で、

現在四二二社です。昭和五〇年当初の会員数も、

現在と二倍の差があります。加入会社のお版交類

が全国の総お版交数のうちどのくらいを割合をい

てみるの、統計をとりまひいと今ありませんか。

代表的な日本のお版社がほとんど加入してゐるが

非常に大きい割合だと思ひます。

一〇 書協の中に、理事会の諮問委員会として、販交条

件について、販交委員会やエディターの委員会やお

版の自由と責任に関する委員会等、いろいろの委員会

があり、お版に関する問題を討議して、声明した

り、当局に上申する等の活動をしてゐます。著作お

版權委員會もその一つである。

一 昨日書協に、昭和三二年の設立と同時に入る理事とばかり、最近数年間は相談役としてソマツ。本件控訴人早川書房及び被控訴人徳間書店はいずれも書協に加入してソマツ。

二 書協の著作・出版権委員會のありよりの活動は、いづいづせの中である出版界の著作権問題につらゝ意見の交換としてソマツ。一番大叩な事は、出版権の確立のために、出版権設定ともなう出版契約書の締結をすすめるという事で、それによって出版界の水準の向上につなバリ。同時に著作者のためにも良いという確信をもつて活動してソマツ。

三 著作・出版権委員會では、出版契約の実態調査を介

回ハヤ〜ソマ。昭和四五年にヤリ。ソハハ最
 近迄数回ヤ〜ソ。昭和五四年とハ同五七年頃も
 ヤリマ〜。調査の目的は、出版権設定を含む出版
 契約書の締結を促めるため。会員の間にどの程度浸
 透してソハと調べるという事です。

乙第 九号証を示す

一四 この四頁に調査結果が記して有るが、この調査
 は、著作・出版権委員会が調査項目を選定し、実施
 するに及び、理事会の承認を得て、会員に働きかけ
 たものである。約四〇〇社を調査対象にして、回答社
 ハニハ八社、六四パーセントの回答率で、ソウソウ
 必ず契約書を締結してソハという会社ハ一三九社で
 ハニハパーセントを〜ソハという結果が、当時の

調査結果である事はまちがいありません。

五 この調査の結果、予想ほど出版権設定契約が會員の間には普及してゐない。もと普及さまふべきといふ事は言えると思ひます。又、會員の約九倍に及ぶ他の出版社に比べて数字的に把握されてゐないの事、それをどう見るかといふ事もあり。私はその考へを著書の中で述べた事があります。ただ、把握されてゐない数字は大きな数字とひります。それは全部出版権設定契約と締結してゐないと断定可いと思ひます。それは、會員でない出版社のうき書に契約書の形式を請ふて買つて行く人、かなりあるからで、又、把握されてゐない出版物のうち契約書をとりあつて必要のない出版物例



表

半

月

之は科学万博のためのガイドブック等を年に一二回
手かけている出版社もかなりあるが、その事も考
えたいといけないう思ふ。

一六

著作出版権委員会で作った契約書の形式は、最
初昭和三年に作り、その後三四回訂正した形式
を作り、あり。一番新しく作った形式は昭和五九
年に作ったもので、これは以前のものと相当内
容がかわります。契約書の形式と改訂する場
合、もっとも現状に適した形式を一種類だけ作っ
て置くのではなく、著作物の性質によつてかなり違
うが、絵とか写真用として美術用形式を作成し、
又、最近第二次出版として文庫本が出版される傾向
にあり、そのための団体のありに、この数年一

次出版社と文庫本出版社と著者の三角の関係を合理化するための必要を考慮してします。

七

著作・出版権委員会が契約書の形式を作ろうとするのは、出版界の水準の向上のためで、出版界にある不安定で無秩序な状態を正すために改善し、著者に対する出版社と出版社と出版社との関係を合理的に処理するためには出版契約書が必要なので、スタンダードな形式を示してやる必要がある。そして、これはあくまでも形式であり、各社の状況で改訂して使うともうなれば良いのである。出版権設定という問題は絶対に動かすまいと思っております。

八

出版界にある不安定無秩序な状態というのは、口頭で契約書がない場合、とかく著作権使用料、印税

原稿料等の支払問題で紛争を起しやしない。

又、出版部教を外部にするかという事も出版部と著

者の双方に相当関係がある事だし、おしに本が

著毀損等刊法上の問題を起すに時の処理とか、同

じ本が他社で出版されるという事な無秩序な状態

を起す事にしつゝあるが出版界のためになうない

が、合理的に処理するにせうが、この事は昭和

九年に出版権の著作権法に導入された時から分かつ

つたのであつた。戦争中出版権につづいて

出版界に与へる影響。戦後になつて出版権とはど

ういふ事か。出版権設定とは何んな事かにつづいて

學者も研究をせし、我々も勉強して今日に至つて

す。この形を起すといふ事は、トラアルを防止し、

出版界の格差活動として見るべき。

九

「出版あるところに出版権あり」という考えをもつて

いる人もいます。道徳的情緒的にどういふ事が考

えられるのは事実ですが、出版権は権利なのだから

う。單に出版あるところにというだけでは、複製は

社会の中での出版社と著者の問題の処理をしない

と思ふべき。出版あるところに出版権ありという出版

権は、著者が出版社に、自分の著作物の複製と領布

を一任し、出版社は複製と領布の権利を取得すると

いう権利であつて、私はこれを、契約上の出版権で

あり、債権であると考えられます。著作権法上定め

てある排他的出版権とは全然違ふべき。

契約書であつて、口頭で出版してほい、出版

契約書であつて、口頭で出版してほい、出版

得するといふ形で出版した場合、専断の云々を言わ
れるには、我國の民事法は出版に關して文書による
契約を要ボーテないゆゑ、問題のなれば、口頭
による契約といふ事になります。事實上ゆゑで可ん
ごする契約もたくさんあります。法的には債權契約
の可からず。著者は自分の著作物を出版社にまかせ、
出版社は自分の責任におりて複製頒布するといふ事
を内容とする契約であり、厚者はそれを無名契約と
言つてゐます。出版權設定契約ではありません。

三

出版界の慣習に、口頭による契約も多シク、
著作権法七九条、八〇条を見れば、ゆゑは出版權設
定契約とは考へらうません。やういふ事が考へらう
るならば、著作権法七九条以下の規定が必要でなく

なつてしまっています。

三三

本版一、二三年は他社で出版しないという慣習があるかとの事で、戦前、まゝとして自覚的良心的出版者の間で、他社で出版する場合、三年はおこし話し合ひつゝた事は記憶してゐる。それは道義的な問題である。又、昭和九年に出版権の導入による著作権法に、出版権設定契約に期間の定めが付け、おぼ三年間という条文があり、出版者の立場として三年ぐらいなら良いという考へがあると思ひます。

一、二、三、三〇年、特に最近一〇年の間、文庫ブームによる文庫本競争がはげしくなつて、三年のルールを破る出版者が頻々と出ています。

三三

七、八年前文庫本による出版界の困乱があつた時、

一次出版社で著作権の設定があまり行われていない
 ところ、困らあり、いふ人は議論も出たので、
 か、大半出版社である文庫本出版社が、どうも受け
 問題で内容に解決するため、一定の謝礼というか報
 酬というか志、一次出版社に払う例がありまゝだ。
 一、二、三は法的根拠は何もなく、困らを防ぐた
 め内容にという趣旨でなされたという程度にすぎま
 せん。

二四
 ロイヤリティの支払いについて、私は道義的には結
 構だと思ふが、法律と関係ないと思ふ。将
 来出版社で慣行化していくのか、私は明言でき
 ません。出版社が実務上近代化していくためには、
 法的根拠のない事がある、なせかという事は、私は

必ずしも賛成ではありません。

二五

最近の文庫ブームに……

私は、文庫本がある

事は良い本ばかりに入らざる結構な事だと思ひます。

すか。最近の文庫本は性質が変つて来たりあり。昭和

二年にひきつて岩波文庫のよう古典的なものさえ

人で納めるやうではなかつた。書きあつたの永続性のな

いものや一次出版社で出たばかりのものを入れたま

うになつて来たりする。競争がはげしくなつて来

た。私はさういふ状態を嫌ひ合理的でない。

経済的にも文化的にも困つた事になると考へてしま

す。日本が出版の自由をたつて来たりしてつる以上、

法規制とか行政的規制ではなかつた。出版社自身も反

省し改善して行くべきだと思つてゐる。今のうちに

裁

明

斤

経済的に行うようでは、みんないくらか及ぼすと思ふ。

二六 著作・出版権委員会に控訴会社が出た事があるかという。私ははっきり記憶していません。

被控訴人 徳間書店代理人(斎藤)

二七 出版契約に関する実態調査を依頼した結果、契約書を作成して、出版社が、之を、傾向にあり、また、書協の非会員の中にも、多くの出版社が契約書を作成して、います。

二八 口頭契約による契約も、かなりあります。これは、口頭契約で、また、出版物例之、一回、一回、出版、あるいは、良いという、な、もの、相当ある、か、う、です。永続性のある書物、将来再版、見込、ま、れる、書物の、場

合は、契約書が必要だと思ひます。著作権者にも状況変化がみこるのもしれません。出版社も経営者交替等が事情が変化してくるのであり、よろしく場合契約書を作らなければ問題がはくすみます。つまり契約書がない時にみこりかたは紛争を事前に防ぐ意味があります。

後出 乙第一号証を示す

二九 二つで鈴木敏夫氏は、契約書を作らないのは双方全く事務的に示すためという理由が一番多いと指摘して下さるか。そういう理由に契約書を作らないは二人の理由の一つで、契約書を作らないのですむものも二人あります。契約書を作らざるがに作るは、示すためという原因もあり



ますが、著作權側で好きな人もよく、契約書の作成が困難だという原因もあります。出版者が著者に遠慮するばかりではいけません。競争ある流行作家等には二つの出版社のうたがえを許さず、両方に契約書と作らざるやうにするという利己主義的著作者もいます。著者と友人等が信頼関係にあるために作らざる場合もあります。一つ、出版契約書ととりあへずなにかつたために非常に不利な事がある例が多く、私は契約書を作るだけでなく出版権設定に一つ、買収書でも保つて良いかという記録に残しておくと言つています。紛争がおこればよくいふものか役に立つてあります。保つてなく出版権を設定したか、そればかりではないうまい。非常に不利になる場合があります。

三

実情として現在の出版界で口頭契約の慣習がある
 と言えるかどうか。私は何とも言えません。著作権
 法上、民法上文書を要求してソレないのだから。口頭
 による契約も成り立つのだから。出版界では契約書
 を取り交わすのが良いと思っております。イギリスのアミ
 ニ社の社長が、契約書を作る事は望まうまいけれど
 必要であると言っているが、私も全く同感です。

三一

口頭による契約は、単純許諾契約の類型に入ると
 思います。青山学院大学の半田正夫先生が、出版契
 約を単純許諾契約と排他的許諾契約と出版権設定契
 約の三つに分けて分析されたのが二〇年前の事で、
 そのうち現在迄、この三つの類型に属する考え方は
 つまらぬままであり、口頭による契約は、単純許諾

契約であると言えようと思ふ。本と出版する時、
この本と他社から出してもういふくはないという気持
があるならば、気持だけにとどめないで、契約書と
作つて他社から出版しないと明文化しておくべきで
あり、單に口頭による契約は、單紙許諾契約にあらず
ないと思ふは考へて置く。

三二

著作権法七九条ハの条。出版権設定契約と稱す
には、出版社と著作権者が合意のうえ、出版権を設
定するといふ意思表示が明確でないといけません。
書局で作つてゐる契約書の形式は、出版権設定契
約だけにすぎず、法定の出版権を設定するといふと出版社
の立場は高められないし、出版界の困窮を防ぐ秩序
づけるために出版社が出版権を持つ必要があるのだ。

とていひな形と作して置く。

控訴代理人(五十嵐)

三三

現在の日本の出版社総数は、四〇〇〇社ほどあり、最近急激にふえたのである。戦後から少くも、いゝ。現在にいたつてゐる。

書局に加入してゐる出版社は、四〇〇前後あり、書局の突進調査のアンケートの対象は、一割という事になります。そのうち回答があつたのが二六八社、一割より更に少くなります。回答社のうち、九九パーセント契約書を取り交わしてゐるが、五〇パーセントで、随時取り交わしてゐるものと以下あり。

三四

書局の調査では、一〇〇パーセント契約書を取り交

書

裁

明

所



書

中

月

わーとして出版社の数字は非常に多いと言えないか
 との事ですが、出て来た数字をどう把握するかの問
 題で、契約書作成に及ばない出版物・生命の短いハ
 ニフレットの出版等は契約書を作らなくとも良いので
 可。よ。うい。う。も。の。が。ど。ん。の。種。類。で。ど。の。程。度。あ。る。か。
 新は数字的に不可事は出来ません。又、書協会員の
 出版数字の「エア」のくらいのも新はつかない
 人か。相当大きな数字にはなると思っています。書協の
 中には大手出版社が多く、大手出版社が「○○パー
 セント」契約書による契約を「○○パーセント」は、
 出版数字中契約書による出版数字の割合が「○○パー
 セント」。

三五

講談社は大手出版社の筆頭です。

講談社さんのく

うい契約書と締結してゐるが私は今ありません。

甲第二八号証を示す

三六

これによると、講談社では一割の契約書を作つてつないという事ですが、私は今はいくら聞きますか。いや、この大手出版社が契約書と交わらないかう他はあつてゐる。つゝとは考へらうありません。

甲第三〇号証を示す

三七

集英社は大手出版社です。これによると集英社もほとんどの契約書と交わつてつないようになっています。全出版点数に、つゝも契約書締結数の割合は少ないのも、むしろ、中堅の堅い本とあつてゐる出版社はほとんど契約書と取り交わつてゐるのに、大手出版社がやうないのは、出版社と著者の力関係がある、出版

社が契約書と云ふ事はないと言ふ。著者もそれでは
いいと云ふ。タレエト作家にしろは二つの出版社
かほう合のせよ。状態で。出版社のなかう契約書と
言ひ出ると不利になると思ふ。遠慮したり等。いろ
んな要素があつて。大手出版社の一部に契約書と作
らない傾向があると思ふ。

三八 中堅出版社ではほとんど全部契約書と作つてしま
す。例之は岩波書店とか筑摩書店等。一〇〇パーセ
ント作つてしまふ。これはほつたり言ふ。さうが。
私の感じとして。文学書等とあつては中堅出版社
はほとんど契約書と作つてしまふと思ふ。

三九 大手出版社も契約書と作つてしまふ。講談
社等はいくら本とあつて。一部文庫本や大衆

出版物等の契約書を作らなければならないと思ふ。字併出版物全部契約書を作らなければならない。

四。

出版契約は、出版許諾契約と排他的効力をもつ契約と出版権設定契約の二つに分類する。原則的には法律は文書による契約を要求する。三種類の契約も契約書がなくとも良いと言ふ可い。出版に携わる者としては、出版許諾契約は口頭が良い。排他的契約と出版権設定契約は契約書が必要とする。口頭は三種類の契約に於ける事は、頭の中だけではあり得ず。

四一

具体的に人々の文書がえわめられる。出版の種類の契約になるかとの事。出版許諾契約は、甲は乙に自分の著作物を單行本として出版する事を認め

裁

則

所

るという事もあり。排他的許諾契約は、乙は甲が自
 今の著作物と他が出版しないという文言を入れる事
 です。出版権設定契約は、文書として作成する必要
 があると思ひます。原則的には契約書は必要ないと
 言えるかもしれませんが、出版の実務にあつた経
 験があるところ、口頭で出版権を設定するのには危険と
 もなる事が多あります。口頭で約束するといつても、
 時間がかつて言ひたい言ひたいという紛争がある可
 能性がある限り、文書ではうりうりあかないとい
 けいと思ひます。著作権法で定めようとする設定出版
 権とはどのような性質が良く理解してゐるべきで
 り、いかにいふと口頭による証は不確^{（疑）}なものとなりま
 す。

権を設定するといふ法的概念を知つてゐる人への
くういふのは、数学的事は何とも言へません。
私に望んでゐる程普及してゐるとは言へないと思
います。―― 戦後書師で討議したり説明会を開い
たりして、出版権とは何のことかといふ事を言つてまゐる
り、その形もかなり使われてまゐる。出版権
設定契約もいふ設定出版権とはどういふものかと
いふ事がかなり広まつてゐると思ひます。一番
広まらなかつたのは著作権者側で、それによつて出版
権の契約書を作らなかつた。他では出版しなかつ
た契約書は、きつてゐる。口頭による出版権設
定契約もあり得るといふ事は考へてゐません。せ
い、非他の許諾契約になると思ひます。

後出 甲第五二号証を示す

四三 ニハ本件につらゝの私の講演録のふたつに
つらゝ。ニハにつらゝ私は見解を更改する事はありま
せん。この一二頁七行目の「以下」によつて
出版社の権利はあきらかに侵害する事と見てこの記載は
とつとありつらゝ。

四四

著者が早川書房との間で單紙許諾契約として單行
本と出たものと。同じ單行本と徳内書店から出ると。
早川書房と著者の間で、著者が契約違反として事に
なりまふ。日本文芸家協会が長年すすめて来た契約
書は單紙許諾契約書であり、ニハでは出版社に
單行本と出た事を認めると。同じ單行本と他社から
出た事を認められたいといふ事。同じ著作物と同一形

ご出り事は出版社にとつて大變な損害となります。
 故から著者が契約違反をいたしました事になります。

四五

文庫本契約をいたしと他社から文庫本を出版する事
 問題になりそうなり。私は最近の文庫本出版の事情
 を非常に憂慮してゐます。同じ著者の文庫本があつ
 てゐるから出たり。それは契約上どうか知りまへん
 か。法律的には文庫本契約の成立してゐれば同じ文
 庫本と他社から出さうは契約違反だと思ひます。

四六

半田正夫先生が「口頭であつても單行本の場合に
 一般的に出版権設定契約と見るべき」と書いてゐら
 ぬ文章で、私は読んだ事があります。一々といふ
 は、その前後の文章も含めて正しく理解すべきだと
 思つてゐます。又半田先生は、私に最も尊敬する先

考
え
て
、
こ
ろ
か
と
思
い
し
や
う

四七
他社の本と三年以内に別の出版物が出版されてしまふ例が市場にどのくらいあるか。私は知りません。日本の出版物の三年以内に他社から出版されたもの五十年が三五千、五五年が二七五、という数字について、私はもう少し内容を分析したいと責任がある事だと言ひました。昔のういういふ人な事情かう初版本を一本に与へ再版と他社から出るといふ事はあつたのである。それと他社から文庫本と出る事とは同一には考へてゐる。出版の性質が違つてゐる。戦後の出版界の変遷による文庫本競争の漸に、文庫本の出版の要否から実質的に判断すると思ひます。

20 六三



表

半

所

甲第 四ニ号証を示す

四八

ニの数字を見れば、私は先程述べた事と訂正する。余
 地はありました。これは最近三年の数字はありま
 した。最近第四次文庫本戦争と言われ、急激に
 三年以内出版の数が増加していき、今度出版界の
 反響がない限り、この状況が増え、三年とい
 うのは道徳的な合点となく、みんな破れてい
 くと思ふ。昭和五七年以降は、三年という慣行
 を破って出版されたものがいくつもある。私は具
 体的な数字とあることはございませう。

尋問 続行

裁判所書記官

中 根 正

